

保医発0824第5号
平成27年8月24日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

ブイフェンド錠50mg、同錠200mg、同200mg静注用及び同ドライシロップ2800mgの効能・効果等の変更に伴う「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

標記について、平成27年8月24日付けで医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条第9項の規定に基づき、効能・効果等の一部変更承認がなされたことに伴い、診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（平成26年3月5日付け保医発0305第3号）の一部を下記のとおり改正し、本日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（平成26年3月5日付け保医発0305第3号）の別添1第2章第1部B001特定疾患治療管理料の2特定薬剤治療管理料の（1）スを次のように改める。

- ス 重症又は難治性真菌感染症又は造血幹細胞移植の患者であってトリアゾール系抗真菌剤を投与（造血幹細胞移植の患者にあつては、深在性真菌症の予防を目的とするものに限る。）しているもの

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日付け保医発0305第3号)

改正後		現行
別添1	医科診療報酬点数表に関する事項	別添1
第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等		第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等
B001 特定疾患治療管理料		B001 特定疾患治療管理料
2 特定薬剤治療管理料		2 特定薬剤治療管理料
(1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。 ア～シ (略)		(1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。 ア～シ (略)
ス 重症又は難治性真菌感染症又は造血幹細胞移植の患者であつてトリアゾール系抗真菌剤を投与(造血幹細胞移植の患者にあつては、深在性真菌症の予防を目的とするものに限る。)しているもの セ～タ (略)		ス 重症又は難治性真菌感染症の患者であつてトリアゾール系抗真菌剤を投与しているもの セ～タ (略)